



WEEKLY REPORT

高松東ロータリークラブ 週報

会長:山村 亨二 幹事:浜 圭司



プログラムのご案内

今週

(創立第2659回) 令和06年11月23日

高松第一高校吹奏楽部演奏会
TAKAMATSU ORNE (高松オルネ)

次週

(創立第2660回) 令和06年12月03日

客話「トーク&歌」

高松 千春 様

前週例会レポート

創立第2658回例会出席報告 令和06年11月12日

前々回の訂正	会員総数	出席免除会員
10/22 100% 10/29 休会	49名	(a)0名 (b)8名
出席計算に用いた会員数	出席会員数	出席率
47名	38名	80.85%

会長挨拶

道路交通法が改正され、令和6年(2024年)11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」の罰則が強化されました。また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。自転車の酒気帯び運転に関しては、運転をした本人はもちろん、酒気帯び運転をする恐れがある者に対し酒類を提供した者や、酒気帯び運転をほう助した者にも罰則が科されます。これまでは酩酊状態で運転する「酒酔い運転」のみ処罰の対象でしたが、今般の道交法改正により「酒気帯び運転」についても罰則の対象となります。自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、改めて自転車の運転に関するルールを確認しておきましょう。

幹事報告

■11月のロータリーレートのお知らせ

1ドル=153円です。(参考 10月のロータリーレート 1ドル=142円)

■宿毛ロータリークラブ例会場・事務所移転のお知らせ(2024年11月1日より)

例会場・事務所 新住所 〒788-000 高知県宿毛市宿毛1748-3 宿毛商工会議所

電話番号・FAX番号・メールアドレスは変更なし